

長崎労働局長（当局）は、令和4年11月25日（金）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
すべての職場で効果的な感染防止措置を速やかに講じること。
特に、執務スペースの確保や換気状況、行政利用者同士の間隔保持など、庁舎整備にも十分配慮すること。
- 2 労働行政体制の拡充について
「働き方改革」やコロナ禍における感染症対応関連業務、感染症の影響を受けた労働者、事業主への様々な施策などを担っている労働行政の役割に相応しい体制確保のため、非常勤職員を含めて労働行政職員を大幅に増員するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 3 高齢期雇用について
定年年齢が引き上げられることに伴い、60歳を境に適用される制度が大きく変わる。職務・職責に応じた賃金水準とし、高齢期にふさわしい生活を維持できる水準と多様な働き方を確保し、職員が生涯にわたって健康で意欲をもって働き続けられる勤務条件を整備し、年金支給開始年齢までの生活維持にふさわしい賃金・一時金の水準引き上げ等を関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 4 都道府県労働局のあるべき人事制度について
労働行政すべての分野における専門性の維持・向上を図るため、新人事制度のさらなる見直しを図るとともに、技官の採用・育成を再開することなどを関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 5 非常勤職員の労働条件改善について
非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定と均等待遇などの法制度・諸規定を整備していただきたい。
また、専門的知識を有した期間業務職員については、年数、契約更新回数などによる「公募規定」を見直され、勤務の実績による能力の実証により再採用されるよう、関係機関へ働きかけをしていただきたい。

当局

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について

不特定多数の利用者が来庁する労働行政第一線の窓口を中心とした職場における感染防止措置を講じることは重要であり、特に、執務スペースや換気状況、行政利用者同士の間隔の保持など、庁舎整備への配慮などについて、引き続き関係機関への働きかけも含めて要望してまいりました。

2 労働行政体制の拡充について

定員削減が継続される中、「働き方改革」やコロナ禍における感染症対応関連業務など労働行政に対する国民の期待の高まりとともに行政需要は一層増大しており、これ以上の定員削減は、過重労働による職員の健康への悪影響やモチベーションの大幅な低下が懸念されることのみならず、行政サービスの低下を招き国民の行政に対する不信感を抱かせることにもつながりかねないため、非常勤職員を含めた増員及び体制拡充について関係機関への働きかけも含めて要望してまいりました。

3 高齢期雇用について

定年年齢が引き上げられることに伴い、60歳を境に適用される制度が大きく変わることになります。職務・職責に応じた賃金水準とするとともに、高齢期にふさわしい生活を維持できる水準となるよう配慮した運用について関係機関への働きかけも含めて要望してまいりました。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

職員の専門性の維持・向上を図るため、技官の採用再開及び労災補償・適用徴収業務の専門職員である労働基準系事務官の採用数の十分な確保がなされるよう強く要望してまいりました。

5 非常勤職員の労働条件改善について

連年にわたる定員削減による厳しい定員事情の中で、国民が質の高い行政サービスを楽しむためには、行政に有為な人材を確保し育成するとともに、職員が高いモチベーションを保持する必要があるため、そのためには、相応の報酬が確保され、さらに職務の複雑・困難性に見合った処遇の改善が図られるよう関係機関に対して強く要望してまいりました。